

ダイビングプールの利用について

ダイビングプールのご利用は、当水泳場の利用許可登録が必要となります。登録に際しては、下記の利用基準を満たし、身体上の問題(既往症等)についても特に支障がないことに加え、飛込競技経験者であることの証明が必要となります。

手続き方法や利用手順は以下よりご確認いただき、安全にご利用いただきますようお願いいたします。

【利用基準】

(1)50m以上楽に泳ぐことができる。

(2)潜水ができる。

(3)立ち泳ぎができる。

(4)水中で目が開けられる。

※一般の方が利用できる高さは3mまでです。

(競技選手のみ、高さ5m以上の飛込台を利用できます。別途申請が必要です。)

1. 手続き

(1) 別紙「ダイビングプール個人利用申請書」に必要事項を記入し、個人利用受付に提出してください。合わせて、飛込競技経験者であることがわかる証明書等をご提示ください。

【経験者証明書の例】

①(公財)日本水泳連盟発行の飛込検定認定証

②当水泳場主催の飛込競技教室の参加証明

③(公財)日本スポーツ協会発行の公認資格(飛込コーチ3、4)

④飛込競技の公認競技会の出場証明

※その他、同等の証明書(他水泳場の利用許可など)も経験者証明(一般利用3mまで)とすることができます。ただし、5m以上を申請される場合は、③・④のいずれかの証明書が必要となります。

記載にない証明書をお持ちの方は別途お問合せください。

(2) 「ダイビングプール利用仮カード」をお渡ししますので、更衣後、プール場内の受付に提出の上、ご利用ください。

(3) 「ダイビング利用カード」は、約1週間後の発行となります。「ダイビングプール利用仮カード」と引き換えでのお渡しとなりますので、大切に保管をお願いいたします。

(4) 次回以降のご利用時は、更衣後、ダイビングプールの場内受付に必ず利用カードを提出の上、ご利用ください。

2. 注意事項

- (1) ダイビングプールは、水深5.0mとなります。
- (2) 「ダイビングプール個人利用申請書」や経験者である証明書の内容に不備がある場合、利用カードの発行はできません。
- (3) 利用カード発行後のご利用において、ライフガードが利用状況から泳力が不十分と判断した場合は、ダイビングプールのご利用をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。
- (4) 「ダイビングプール利用カード」を忘れた場合、ダイビングプールのご利用はできませんのでご注意ください。
- (5) 利用時は、以下を遵守してください。
 - ・自分の技量(レベル)にあった高さから飛び込むようにしてください。
 - ※5m以上の飛込台の利用については、別途申請が必要になります。
 - ・飛び込みを行う際は、エリア毎に、順番に一人ずつ飛び込むようにしてください。
 - ・前に飛び込んだ人が、プールサイドに上がったことを確認した上で、飛び込んでください。
 - ・飛び込みのルールやマナーを守り、正しい動作とフォームで飛び込むようにしてください。
 - ・撮影はできません。
 - ・ライフガードの指示には、必ず従ってください。
- (6) 事故・トラブルが発生した場合は、利用者の責任において解決し、当水泳場は一切責任を負いません。

3. 小学生の利用について

ダイビングプールのご利用は、原則、中学生以上が対象となります。ただし、小学生であっても、指導員(※)による引率を条件に、ダイビングプールのご利用ができます。

なお、「ダイビングプール個人利用申請書」は、保護者が記入しご提出してください。

(※)指導員登録

指導経験等が分かる証明書[(公財)日本スポーツ協会発行の公認資格(飛込コーチ3、4)]を、個人利用受付にご提示ください。